別紙

諮問第1042号

答 申

1 審査会の結論

「教員等の〇〇について」ほか1件を条例7条2号該当により非開示とした決定及び「〇〇氏の業務、勤怠状況等の報告文書」について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

しかしながら、「東京都教育委員会と〇〇区教育委員会との間で、本件に関する事案 経過や事実関係の確認、指導のやり取り、以後の学校運営上必要な処置等に関する文書 の一切、また、それらに関連した教育委員会での議事録等関連文書の一切」について不 存在を理由として非開示とした決定はこれを取り消し、平成〇年〇月〇日付で〇〇区教 育委員会宛て提出された文書を対象公文書として新たに特定し、開示・非開示の判断を すべきである。

2 審査請求の内容

(1)審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる開示請求に対し、東京都教育委員会が平成28年5月23日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

(ア)「教員等の○○について」の非開示について

個人情報であるため非開示、という処分理由は見当違いである。

当該個人は〇〇区〇〇中学校の〇〇(職名)である。一般個人の個人情報と同じ扱いでの情報隠蔽は許されない。当該中学校の生徒、保護者はもちろん、都民・区民にとって、年度途中での突然の人事異動、〇〇(職名)交代は珍事である。その背景、理由を生徒保護者、主権者都民に報知するのは役所の当然の義務である。隠し事のない教育行政、開かれた学校をつくることは、保護者の安心、学校への信頼、そして発達途上にある生徒たちの人格形成のために特に重要である。

(イ) 履歴カードの非開示について

上記(ア)に同じく、公人の個人情報は非開示理由にはできない。公人たる〇〇区立〇〇中学校〇〇(職名)の突然の交代人事は、納税者都民に公開すべき重要情報である。

審査請求人が求めている情報の第一のものは、○○氏の個人情報というよりも、 本件人事の原因、背景事実調査が適切になされたのか否か、今後の学校運営に何 らかの改善策、再発防止等がとられたのか、○○区教育委員会といかなる人事上 のやり取りがなされたのかということである。

今回の非開示処分は、○○区立○○中学校に対する新たな疑惑を生じさせる 結果となってしまう。ぜひとも当該○○(職名)の勤怠状況、指導のやり取り、 服務事故、労務災害など異動・退職要因等に関連する一切の文書が適正公明に開 示されるよう求める。

- (ウ) 本件人事異動に関する教育委員会議事録、都教委と区教委間での文書のやり取 りが「不存在」ということについて
 - ○○(職名)の人事異動があったのに、○○区教委との「やり取り書類がない」 はずはない。後任人事を決定及び発令したのは東京都教育委員会である。「不存 在」はあり得ない。虚偽の返答である。

人事異動の発令まで隠す、となると、都民から隠したい重大な不正が存在する のではないか、と思わざるを得ない。

○○区立○○中学校○○(職名)の人事異動に関して、請求者が求めている書類があくまで「不存在である」とするなら、「立入り調査による書類の捜索」を求める。

イ 意見書

(ア) 「教員等の○○について」の非開示について

理由説明書によれば、「退職事由に係る内容等の個人情報を含むもので、職務 の遂行に係る情報とはいえないから非開示」とされているが、〇〇氏は、公立中学校の〇〇(職名)という要職にある公人であり、一般個人のプライバシーを守ることとは異なる対象である。

処分庁には個人情報とプライバシーの意識的ないしは無意識的な混同があると言わざるを得ない。プライバシーの定義は、一般人ならば知られたくない私的な事柄で非公開のことである。一方、個人情報は氏名、住所などを個人を識別する情報であり、社会生活を営む以上、公的な場所では必要なことで、これをプライバシーとは言わないとするのが妥当な概念整理である。正当な理由のある開示請求について、個人情報を提供するのは問題がない。

公人は明らかに一般市民とは異なる対象である。公人は公的な事柄を保持しており、業務遂行上、一個人としてではなく、日々多様な行為を行うとともに、多様な行為を受け、知覚している訳である。これら全体がある職責で結果責任を伴う場合もあるわけであるし、不正のある場合や、不祥事、事件もあるわけで、物理的・精神的損害を受ける場合も不作為もあるわけである。これらは住民監視の対象であるといえる。

具体的に言っても、公務員の職務遂行情報は、氏名も含めてそもそも「個人に関する情報」ではないとすることは国の情報公開法でも東京都の情報公開条例でも規定され、判例でも定着してきている。

この公人(公務員)に関して本件情報開示請求内容で示した請求とは、当該関連した公文書の一切なのであるから、仮にプライバシー部分が一部あったとしても、氏名などの個人情報が含まれることを理由として全面的非開示決定や、書類不存在はあり得ないということになる。

また、処分庁は、条例7条2号の規定により非開示としたが、これは意識的に 公人を一般人と同列に扱い根拠条例の一部で拡大解釈している。この条例7条2 号には開示を伴う規定がイ、ロ、ハとあり、そのうちの第2号ハは、当該個人が 公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき は、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分と定めている。これは、公務員の個人識別情報が含まれていても、開示すべきものとしているわけである。

(イ) 履歴カードの非開示について

履歴カードとは人事管理上必要な文書であるという説明だけで、非開示理由に入れることは実調査なしに認めてはならない。審査請求人は立入り調査を要求する。履歴カードも含め、それに類する関連の書類一切という開示請求をしている趣旨であるから、開示部分が皆無などありえない。

(ウ) 本件人事異動に関する教育委員会議事録、都教委と区教委間での文書のやり 取りが「不存在」ということについて

対象公文書の特定に当たっては、相互間(都教委と区教委)のやり取りの文書 メモ類は作成も存在もしないとする非開示決定の点には大いに疑義がある。〇〇 氏について、何も調査・報告等がない、その他一切の関連文書がないということ が教育行政内であり得るわけがない。

退職に至る背景となる事実調査が適切になされるよう、東京都教育委員会は〇〇区を指導すべきである。関連する勤怠状況や業務環境、公務難題など関連する文書の提出を区教委に命じるべきである。〇〇(職名)という生徒・保護者にとって重要な要人が、突然別の人に交代するという不可解な人事異動は、子供たちに学校の隠蔽体質感を持たせる。学校経営に隠したい不祥事があるのではないかという不信感を持たざるを得ない。〇〇区立〇〇中学校は特徴ある学校運営をしており、他校では考えられない事象が多発し、その多くが隠蔽、情報非開示の特別扱いを受けてきた。学校への信頼関係をつくり、開かれた学校、保護者の安心、発達途上にある生徒たちの人格形成のために、本件退職人事異動の背景を明瞭に情報開示させることを求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 教員等の○○について

「教員等の〇〇について」は、別表に掲げる本件審査請求に係る開示請求1及び2のうち「異動・退職要因等の原因事実と関係する報告文書」に対し特定したものであり、年度途中の教員の退職の手続に際し、校長が市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会に対し意見の申出(具申)を行い、市町村教育委員会が東京都教育委員会に対し内申を行うために使用する様式である。

○○区立○○中学校の当時の○○(職名)である○○氏について、○○区教育委員会から東京都教育委員会に対し、「教員等の○○について」が提出されているが、その内容については、退職事由に係る内容等の個人情報を含むものであり、当該情報は条例7条2号本文に該当し、かつ、教員の職務の遂行に係る情報とはいえないことから、同条同号ただし書へには該当しない。また、同条同号ただし書イ及び口にも該当しない。

以上より、「教員等の〇〇について」については、条例7条2号本文該当により非 開示としたものである。

(2) 履歴カード

履歴カードは、別表に掲げる本件審査請求に係る開示請求1及び2のうち「異動・ 退職要因等の原因事実と関係する報告文書」に対し特定したものであり、〇〇氏に係 る詳細な人事記録(氏名、生年月日、住所、学歴、採用選考等記録、職務や給与に関 する記録等)が記載された帳票である。

これらの情報は、教員の人事管理上必要とされる教員個人の身分取扱いに係る情報であり、条例7条2号本文に該当し、かつ、教員の職務の遂行に係る情報とはいえないことから、同条同号ただし書いには該当しない。また、同条同号ただし書イ及び口にも該当しない。

以上より、履歴カードについては、条例7条2号本文該当により非開示としたものである。

- (3)「○○区教育委員会からの本件、○○氏及びその業務、勤怠状況、服務事故、労務 災害と関係する報告文書、その他関連する一切の文書」の不存在について
 - ○○区教育委員会からの報告文書としては、前記(1)の「教員等の○○について」

が該当する。

これ以外の公文書についてであるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)37条において、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号。以下「負担法」という。)1条及び2条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)の服務監督権は〇〇区教育委員会にあるため、東京都教育委員会においては勤怠状況に係る公文書を取得していない。

また、本件に関連し、服務事故に係る事故報告等の報告文書や公務災害に関係する 文書の提出もなされていない。その他の関連文書も存在しない。以上より、当該請求 に係る公文書は、作成及び取得しておらず存在しないため、非開示としたものである。

(4)「東京都教育委員会と〇〇区教育委員会との間で、本件に関する事案経過や事実関係の確認、指導のやり取り、以後の学校運営上必要な処置等に関する文書の一切、また、それらに関連した教育委員会での議事録等関連文書の一切」の不存在について

本件に関し、事案経過や事実関係の確認に関する公文書は存在しない。また、東京都教育委員会と〇〇区教育委員会との間での本件に係る指導に関するやり取り文書は存在しない。以後の学校運営上必要な処置等に関する文書については、〇〇区立学校の運営は、〇〇区教育委員会が行うこととなっており、東京都教育委員会においてはこれに関する公文書について作成及び取得していない。さらに、本件に関し、教育委員会へ付議、報告は行っておらず、議事録等関連文書も存在しない。

以上より、当該請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず存在しないため、非開 示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成28年10月 7日	諮問

平成29年10月30日	新規概要説明(第183回第二部会)
平成29年11月17日	実施機関から理由説明書収受
平成29年11月20日	実施機関から説明聴取(第184回第二部会)
平成29年12月18日	審議(第185回第二部会)
平成30年 1月 5日	審査請求人から意見書収受
平成30年 1月15日	審査請求人から追加意見書収受
平成30年 1月29日	審議(第186回第二部会)
平成30年 2月19日	審議(第187回第二部会)

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を 具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 都道府県及び市町村教育委員会の職務権限及び県費負担教職員制度について

地教行法 21 条において、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、各号に掲げるものを管理し、及び執行する」旨規定されており、各号に掲げる事務として、同条 1 号において、学校の設置、管理及び廃止に関すること並びに同条 9 号において、「校長、教員…の保健、安全、厚生及び福利に関すること」が定められている。

また、学校の経費負担については、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 5 条において、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、…その学校の経費を負担する」旨規定されているため、公立学校の教職員の給与は当該学校を設置する地方公共団体が負担することとされているが、負担法 1 条において、市町村立の小学校、中学校の教職員の給料その他の給与については、都道府県が負担する旨規定されている。

次に、県費負担教職員の任命権については、地教行法 37 条において都道府県教育委員会に属する旨規定されているところであるが、地教行法 39 条において、負担法 1 条及び 2 条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村教育委員会に申し出ることができる旨規定されており、地教行法 38 条 1 項において、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申を待って、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする旨規定されている。なお、県費負担教職員の服務の監督は、地教行法 43 条 1 項により市町村教育委員会が行う旨規定されている。

イ 本件対象公文書及び本件請求文書について

本件審査請求に係る開示請求は、請求書に「〇〇区立〇〇中学校の前〇〇(職名) 〇〇氏の異動・退職事由、そこに至る経過等に関連して過去(〇〇中への当該〇〇 (職名)の着任後)から本情報公開請求書が届いた日までの一連の関連文書を以下 請求します。」と記載した上で、年度途中で退職した〇〇区立中学校〇〇(職名) 〇〇氏(以下「当該教員」という。)に関して、別表に掲げる本件審査請求に係る 開示請求1から3(以下それぞれを「本件開示請求1」、「本件開示請求2」、「本 件開示請求3」という。)までを求めるものである。

実施機関は、本件開示請求1及び2のうち「異動・退職要因等の原因事実と関係する報告文書」について、「教員等の〇〇について」(以下「本件対象公文書1」という。)及び当該教員の履歴カード(以下「本件対象公文書2」という。)を対象公文書として特定し、いずれも条例7条2号に該当するとして、非開示決定を行った。

また、本件開示請求2のうち、「異動・退職要因等の原因事実と関係する報告文書」を除いた部分に対応する請求内容(以下「本件請求文書1」という。)及び本件開示請求3により求める公文書(以下「本件請求文書2」という。)は、異動・退職に係る手続に際して作成及び取得しておらず存在しないとして、非開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報(第8号及び第9号に関する情報並びに

事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

エ 本件対象公文書の非開示妥当性について

(ア) 本件対象公文書1の非開示妥当性について

本件対象公文書1は、市町村立学校の教員の退職手続に必要となる書類であり、当該教員の所属した中学校の校長によって作成され、〇〇区教育委員会を経て実施機関に提出されたものである。

審査会が本件対象公文書1を見分したところ、規定の様式及び退職手続に必要な書類(以下「添付書類」という。)から構成されており、規定の様式には当該教員の所属・職氏名、退職区分・退職事由等の情報が記載され、添付書類には退職事由に係る内容が記載されている。これらの情報は、その性質上一体として当該教員の退職事由に係る経緯がまとめられたものと認められ、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、年度途中の退職発令について は事由を問わず一切公表していないという実施機関の説明からも、一般に公にさ れている情報とは認められないため、同号ただし書イに該当しない。

さらに、これらの情報は、身分の取扱いに関する情報であり、当該教員の職務 遂行上のものではないことから、同号ただし書ハに該当するとは認められず、そ の内容及び性質から、同号ただし書口にも該当しない。 したがって、本件対象公文書1は条例7条2号本文に該当し、同号ただし書の いずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

(イ) 本件対象公文書2の非開示妥当性について

本件対象公文書2は、当該教員の履歴カードであり、職員の人事記録に関する規則(昭和36年8月1日人事委員会規則第5号)に基づき作成され、職員(県費負担教職員を含む。以下この項目(イ)において同じ)の任用、給与、勤務能率、身分保障、その他職員の人事に役立てるために任命権者が保管しなければならないものである。

審査会が、本件対象公文書2について見分したところ、当該教員の氏名、職員番号、生年月日、性別、現住所、学歴、資格免許、採用選考の区分、採用から退職に至るまでの職務や給与及びそれに関する全ての記録等、当該教員に関する極めて詳細な経歴等の情報が記載されており、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当する。

また、本件対象公文書2は、同規則2条に基づき、任用、給与、その他職員の 人事に役立てるために任命権者によって保管されており、職員の人事管理上必要 とされる身分の取扱いに関する情報であって、当該教員の具体的な職務遂行に係 る情報には当たらないと認められるため、条例7条2号ただし書ハには該当しな いと認められる。

なお、実施機関では、定期的な人事異動の際には異動者の氏名及び異動先の学校名を公にしているが、これらは公表時点における当該教員の異動先を明らかにしているものにすぎず、このことをもって履歴カードに記載された人事記録が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、また、当該教員については、その経歴等が公表された事実もないことから、条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書口にも該当しないと認められる。

したがって、本件対象公文書2は条例7条2号本文に該当し、同号ただし書の いずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

オ 本件請求文書の不存在について

(ア) 本件請求文書1の不存在について

審査請求人は、区立中学校教員の人事は東京都教育委員会が決定する以上、本件請求文書1は存在する旨主張する。

一方で、 実施機関の説明によると、区立中学校教員の任命権は東京都教育委員会が有しているものの、服務監督権は〇〇区教育委員会が有するため、当該教員の勤怠状況、服務事故、労務災害等に係る公文書を作成及び取得していないとのことである。

審査会が検討したところ、地教行法37条に基づき、都道府県教育委員会は県費 負担教職員の任命を行うものの、地教行法43条1項に基づき、市町村教育委員会 が県費負担教職員の服務を監督する旨の規定を踏まえれば、当該教員の勤怠状況、 服務事故、労務災害等に係る公文書を実施機関において作成及び取得していない との実施機関の説明は首肯できるものである。

また、審査会が実施機関に対して改めて探索を依頼したところ、実施機関では、 本件請求文書1に該当する文書を保有していないとのことであった。

以上のことを踏まえると、本件請求文書1を保有しないとする実施機関の説明 に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足る事情も見当た らないことから、実施機関が本件請求文書1について、不存在を理由として非開 示とした決定は、妥当である。

(イ) 本件請求文書2の不存在について

実施機関の説明によると、東京都教育委員会と〇〇区教育委員会との間で、当該教員の異動・退職に関して事案経過や事実関係の確認、指導に関するやり取りの文書は存在しない。また、学校運営上必要な処置等に関する文書であるが、〇〇区教育委員会が学校運営を行うこととなっているため、作成及び取得しておらず、さらに、東京都教育委員会の開催に際して実施機関が当該教員の異動・退職について付議・報告を行った事実はないため、本件請求文書2は実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないとのことである。

ところで、審査会が本件対象公文書1を見分する中で、〇〇区教育委員会から 当該教員に関して別件の事案に係る報告を文書で受けた旨記載があることを確認 した。 そこで、実施機関にこの報告文書の提出を求め、内容を確認したところ、当該 教員が所属した中学校校長によって作成され、平成〇年〇月〇日付で〇〇区教育 委員会宛て提出された文書(以下「本件文書」という。)であり、当該教員の退 職の一因ともなる事情経過が記載されていた。

本件文書について実施機関に説明を求めたところ、本件文書を入手した経緯が 直接的には異動・退職に係る事由に起因しなかったことから、本件請求文書2に は該当しないと認識していたとのことである。

しかしながら、本件文書は〇〇区教育委員会から当該教員に関して実施機関宛 て提出されたものであり、本件文書を本件対象公文書1及び2と同じファイルに 綴り保管し利用している実態に鑑みると、本件文書は本件請求文書2に該当する ものと認められる。

なお、東京都教育委員会と〇〇区教育委員会との間で送付が行われた文書の有無について実施機関に改めて確認したところ、本件文書以外で該当する文書はないとのことであった。

以上のことから、本件開示請求3に対して不存在を理由として非開示とした決定はこれを取り消し、本件文書を対象公文書として新たに特定し、開示・非開示の判断をすべきである。

審査請求人はその他種々の主張をしているが、それらはいずれも審査会の判断を 左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表 本件審査請求に係る開示請求及び決定内容

本件審査請求に係る開示請求 (本件開示請求)		決定内容	本件請求文書
1	東京都教育委員会が〇〇年〇〇月〇〇日 付けで発表した「東京都公立学校長及び副 校長の任命について」によれば、〇〇区立 〇〇中学校〇〇(職名)に〇〇氏が任命さ れている。当該校の前任〇〇(職名)は、 〇〇氏であったが、これは定例人事異動と は異なる時期でもある、〇〇氏の異動・退 職(病気退職、死亡退職含め)等の原因事 実、人事扱いが分かる文書一切。	非開示決定 (条例 7 条 2 号該当)	
2	○○区教育委員会からの本件、○○氏及び その業務、勤怠状況、服務事故、労務災害、 異動・退職要因等の原因事実と関係する報 告文書、その他関連する一切の文書。		1
3	東京都教育委員会と〇〇区教育委員会と の間で、本件に関する事案経過や事実関係 の確認、指導のやり取り、以後の学校運営 上必要な処置等に関する文書の一切、また、 それらに関連した教育委員会での議事録等 関連文書の一切。	非開示決定 (不存在)	2